

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員 土浜良二

署名委員 中村秀明

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年9月23日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所4階中会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	1前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清志	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7		15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員

松崎文好委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

住用分室主幹 原 俊三

笠利分室長 有川 衛

6. 報告事項

第8回定例総会議案第59号保留案件の報告

農地パトロール報告(名瀬地区〔山下委員〕、住用地区〔福島委員〕)

出張報告 ・平成28年度鹿児島県女性農業委員研修会

・平成28年度農業者年金加入推進特別研修会

総会日程 ・10月総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第99号 非農地の認定について
- 議案第70号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・平成28年度農業者年金加入推進計画について

(4) その他

- ・平成28年度地域別農業委員等研修会について

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成28年第9回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は松崎文好委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に13番土浜良二委員と14番中村秀明委員の
2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第66号から議案第70号までの
5件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定として
おります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と
いたしますが、本案には肥後委員に関する案件が含まれておりますので、肥
後委員の退席を求めます。

事務局	<p>(肥後委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No. 4 0 につきましては、売買による所有権の移転でございます。3 ページにありますように受人はサトウキビ 4 9 9 . 8 アール栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No. 4 1 につきましては、生前贈与による所有権の移転でございます。1 2 ページにありますように受人は牧草 1 0 9 . 7 アールを栽培しており、取得地にも牧草を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上 2 件でございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
8 番	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第 6 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 4 0 について調査報告をいたします。</p> <p>5 月 1 8 日 1 0 時に譲受人に現地で説明を受けました。譲渡人と譲渡人は親戚関係であります。譲渡人はホテル会社経営をしておりますので農業は今後出来ないという事で、親戚である譲受人に譲渡するそうです。現在申請地の農地は譲受人がサトウキビを栽培しております。農地の確認をいたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。なお、「第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 項、第 2 項第 7 号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>議案第 6 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 4 0 の譲渡人が大阪</p>

府池田市に在住されておりますので、事務局から調査報告をいたします。

9月15日午後1時15分頃電話にて申請書等により地番、地積、対価等の確認をいたしました。

譲受人とは叔父、甥の関係で申請地の譲受人への所有権の移転は、申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。以上です。

9番 (大山委員)

議案第66号農地法第3条の規定による許可申請No.41について調査報告をいたします。

9月20日午前9時から土浜委員、笠利分室長と譲受人の案内の下現地調査を行いました。譲受人と譲渡人は親子関係で生前贈与としての所有権の移転との事です。譲受人は譲渡人から先月8月の定例会で3条の規定による許可により農地の取得を行いました。2筆残っていたために申請するものです。

9時10分頃節田字奥廻シの農地は県営土地改良事業第3笠利地区内にあり、現在牧草が植え付けられております。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。残りの1夫の方につきましては土浜委員より報告をいたします。以上です。

13番 (土浜委員)

議案第66号No.41農地法第3条の規定による許可申請についてご報告いたします。

9月20日午前9時30分頃譲受人の案内で大山委員と一緒に現場を見に行きました。申請地は手花部・平線の清衡坂の下から100メートル位奥に入った所にあり、現在は牧草が植えられていました。周りは殆どサトウキビ畑でした。以上です。

議長 (前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

牧草を植えるという事ですが、牛もいないようですがこの牧草を植えて

どうするのかなと思ひまして、誰か聞いていますか。

9 番 (大山委員)

前回の時に本人の営農計画書が出ておりますけれども、それを見られたら分かると思ひます。

事務局 (有川笠利分室長)

前回の申請の営農計画によって一応農地を取得したという事で、今回は前回に引き続いての計画で前回に計画は出しておりますのでそれに引き続き2筆を取得するという事です。牛を10頭程飼育する計画です。現在の牧草が植えられているというのは、お姉さんの方が牛をやっておりましてお姉さんとは結局契約を行っていない貸し借りという事でこう言う形になっております。

15番 (吉委員)

はい、分かりました。

議長 (前山会長)

よろしいですか、外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第66号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第66号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

肥後委員の着席を求めます。

	<p>(肥後委員着席)</p> <p>日程第4</p> <p>議案第67号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の報告案件が含まれておりますので、議長を前田委員と交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p>
議長	<p>(前田委員)</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No.8につきましては、一般住宅を建設するための申請でございます。申請地は朝仁新町の信号から一つ山側に入った場所で、周りは住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。</p>
議長	<p>(前田委員)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。</p> <p>申請人二人はご夫婦でございます。元市役所OBでもございます。昨日の朝慌てて電話をいたしまして電話で確認をいたしました。現在の家は古くなりましてそれは売却して、娘さんが住んでいる近くの申請地に住宅を建てるという事で、土地の所在、建物の建築費、金額等についてこのとおりでございますのでよろしくお願ひしますという事でございました。土地区画整理地区内の土地ですので何ら問題はなかろうかと思われます。以上です。</p>
2番	<p>(西委員)</p>

農地法第4条の規定による許可申請の申請地ですが、24ページの案内図にもありますように住宅地の中の畑です。申請地は本人が豊6豊位家庭菜園をしているだけで周りは草が生えていました。以上です。

議長

(前田委員)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第67号農地法第4条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第5

議案第68号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には肥後委員に関する案件が含まれておりますので、肥後委員の退席を求めます。

(肥後委員退席)

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.22につきましては、売買による所有権移転で建設資材置場、整備工

場を建設するための申請でございます。

申請地は和光町の丸平リースの敷地内で既に建設がされており、始末書が添付されております。周囲は住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.23につきましては、売買による所有権移転で通路及び駐車場を建設するための申請でございます。

申請地は笠利町万屋のJAあまみ農機センター近くで、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.24につきましては、売買による所有権移転で貸し駐車場を建設するための申請でございます。

申請地は和光町の協和食品周の隣で、周囲は住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

No.25につきましては、無償譲渡による所有権移転で太陽光モジュールを設置するための申請でございます。

申請地は笠利町用安の信号機を少し上がった場所で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上4件でございます。

議長

(前田委員)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.22について調査報告をいたします。

9月20日午前8時20分電話にてお話しを聞く事が出来ました。申請人は重機のリース工業を営んでおり現場での作業が立て込んでおり直接お会いする事は出来ませんでした。同じ日の11時30分に土地の確認をもしてきました。今回の案件では譲受人、譲渡人の名義が同じで個人から会社への所有権移転という事です。申請地は41ページになりますが、名瀬市街地から和光トンネルを出て右手側の山裾の場所になります。申請地は丸平リースの工場内になります。この場所は平成14年頃から工場や車

庫、コンテナ倉庫を設置していました。現在の状況ですが、コンテナ倉庫や重機等が配置されている状況です。今後は建設機械やラフタークレーン、建設資材置場として利用したいとの事でした。その他の記載内容については間違いのない事を報告いたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第5条の規定による許可申請No.23について調査説明をいたします。

譲受人は笠利町土浜の奄美リゾートホテルティダムーンの向かい側で大島紬関係の展示やお土産等を販売しておりホテルも同会社が経営されているそうです。

譲渡人も笠利町万屋に居住しておりますが、申請が48ページにあります行政書士に代理人委任されており代理人住所が龍郷町浦にあるため事務局にて調査しましたので調査報告をいたします。

9月20日午前11時10分頃代理人の行政書士に電話確認を行いました。今回の5条申請につきましては、申請地の北側に隣接する原野に太陽光発電施設を建設する計画で、同地は公道への出入口がないため申請地を利用し、通路と併せて駐車場として利用したいとの事でした。以上です。

8番

(野崎委員)

議案第68号農地法第5条の規定による許可申請No.23の申請地について報告いたします。

9月20日11時30分現地におきまして調査いたしました。申請地は現在の新奄美空港建設の土砂運搬道路建設のために分断された土地です。申請地の隣接地に譲受人の原野がありますので申請書のとおり将来太陽光発電施設を設置するため取り付け道路及び駐車場を造る計画だそうです。奄美空港土砂運搬道路建設で分断された小さい土地で申請書のとおり譲渡するのは間違いのないという事でした。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

事務局

(池次長)

農地法第5条の規定による許可申請No.24の譲受人について調査報告をいたします。

9月20日電話をいたしました。貸し駐車場という事で許可申請事業計画書、その他契約書を確認し、現地が協和食品の隣で和光トンネルを出て

すぐ右手になりますが、その裏の方に駐車場を造るという事でこの申請書に間違いがないという事でした。以上です。

1 番 (前山委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.24の譲渡人について調査報告をいたします。

昨日の午前9時30分頃に電話をいたしまして、本人が体調を崩して話が出来ないという事で娘さんの携帯から連絡があり娘さんから確認をいたしました。その結果申請書のとおりで対価も間違いなくその後も相違ありませんのでよろしくお願ひいたしますとの事でした。場所も都市計画区域内の農地ですので何ら問題はなかるうかと思われます。以上です。

16番 (平井委員)

土地についての調査報告をいたします。

9月17日13時10分現地を確認いたしました。場所は56ページにありますように和光町になりますが、名瀬市街地からトンネルを出て奄美交通整備工場がありますがその裏手側になります。現地は現在休耕畑となっており膝下から腰程の雑草が繁茂している状況です。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないものと思ひます。以上です。

13番 (土浜委員)

議案第68号No.25農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告いたします。

9月20日午前9時40分頃譲受人と現場にて聞き取り調査を行いました。申請地は現在譲受人が使用しているのですが、太陽光発電施設を設置するに当たり登記がされていないと事で許可申請をお願いしませうとの事でした。譲受人と譲渡人の祖父は兄弟だそうです。

その後10時頃譲渡人と自宅にて本人から話しを伺ひ調査確認をいたしました。結果、申請書の内容については間違いがないとの事でした。

土地については63ページにありますように用安集落から土浜集落側の高台にあります。太陽光発電施設で周辺の農地へ支障を及ぼす高さではないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 (前田委員)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませうか。

1 番

(前山委員)

この5条のNo.23と3条のNo.40の譲受人、譲渡人一緒ですが、土地は2,989平方メートルとかたや112平方メートルで対価が同じ50万円という事は、親戚という事もあるでしょうが土地の交換が目的という捉え方でよろしいのでしょうか。

事務局

(有川笠利分室長)

対価につきましては3条申請譲受人、譲渡人は個人的な申請でありまして、5条申請につきましては譲受人が会社であるため交換ではなく売買という形になっているところです。対価につきましては別件5条の規定による申請No.23において3条申請の譲受人から譲渡人への同額の対価であるとの事で、面積の違いについて第5条許可申請は登記簿の地積であり、実際面積は約500平方メートル程あるとの事ですが、地籍調査が入っていないため登記簿面積でこの申請を行ったという事です。また、取得地隣接に原野があり太陽光発電施設を計画しているため通路と駐車場を設置するに当たり利便性があるためという事でした。以上です。

議長

(前田委員)

外に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第68号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

肥後委員の着席を求めます。

<p>議長</p>	<p>(肥後委員着席)</p> <p>(議長交代)</p> <p>暫時休憩いたします。 議事を再開いたします。</p> <p>(前山会長)</p> <p>日程第6</p> <p>議案第69号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>No.21につきましては、平成7年頃から資材置場として使用しており、農地として利用出来ないための申請で始末書も添付されております。2筆で現況雑種地222平方メートルとなっております。申請地は笠利町節田の土取り場の向かいの県道沿いと笠利町土浜の原ハブの隣で、現地については担当調査委員の調査報告があると思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>
<p>議長</p> <p>9番</p>	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>(大山委員)</p> <p>議案第69号非農地証明願No.21について調査報告をいたします。</p> <p>9月20日9時30分頃申請人の息子さんの案内で現地確認をいたしました。73ページにありますように申請地は8月の定例会において3条の規定による許可申請が出された所ですが、現地確認の結果、農地としては利用されていないため本人より取り下げを行った地番です。今回非農地証明願として申請がされました。現地は72ページに始末書が添付されております。申請人の夫が存命中の頃から資材置場として使用しており現在も資材置場として使われております。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>

<p>13番</p>	<p>他の1筆については土浜委員より報告をお願いいたします。以上です。</p> <p>(土浜委員)</p> <p>議案第69号No.21非農地の認定について、大山委員から説明がありましたとおりです。</p> <p>9月20日午前9時20分頃大山委員と一緒に現地を見に行きました。申請地は76ページにありますようにホテルティダムーンと原ハブ屋の中間で県道に面した所にありコンクリートブロックで囲まれています。中は砂や砂利その他建設会社の資材置場として使われていました。以上報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第69号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第69号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第70号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内事務局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

- ・平成28年度農業者年金加入推進活動計画について
- ・平成28年度地域別農業委員研修会について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成27年9月18日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

